

投票にあたってのご注意

- 有権者が同伴するお子様(18歳未満)は、投票所内に入ることができます。ぜひ一緒にご来場ください。ただし、お子様が投票用紙に記載したり、投票箱へ投函することはできません。
- 投票記載台の上に鉛筆をご用意しておりますが、ご自身でお持ちいただいても構いません。
- 投票の際の筆記用具は、**鉛筆を推奨**しています。水性ペンやボールペン等は乾きにくく、投票箱の中で他の投票用紙が汚れたり、投票用紙同士が接着したりする恐れがあります。ただし、鉛筆以外の筆記用具を拒否するものではありません。
- 心身の故障などのため、ご自身での投票が困難な方は、職員にお申し出ください。様々な投票方法・投票に際しての支援制度があります(右欄「身体の不自由な方には」を参照)。
- 投票所内で、投票について他人と相談したり、携帯電話等での通話はできません。
- 投票所内での撮影・録画・録音はできません。**
- 投票所内における**マスクの着用の有無**については、有権者の方々・投票所の係員を問わず、**任意となります。**

身体の不自由な方には

■代理投票

心身の故障等で、投票用紙への自書が困難な方は、代理投票ができます。**投票所の係員**が、候補者名をお聞きし、ご本人に代わって投票用紙への記載をします。ご希望の方は、受付にてお申し出ください。

※ご家族等が代わりに記載することは、**法律上できません。**

■点字投票

目が不自由で、点字による記載が可能な方は、点字投票ができます。点字器は、全ての投票所に備え付けてありますが、ご自身でお持ちいただいても構いません。

なお、点字版の候補者一覧、点字版の「選挙のお知らせ」(選挙公報の点訳版)もご用意しています。

■その他

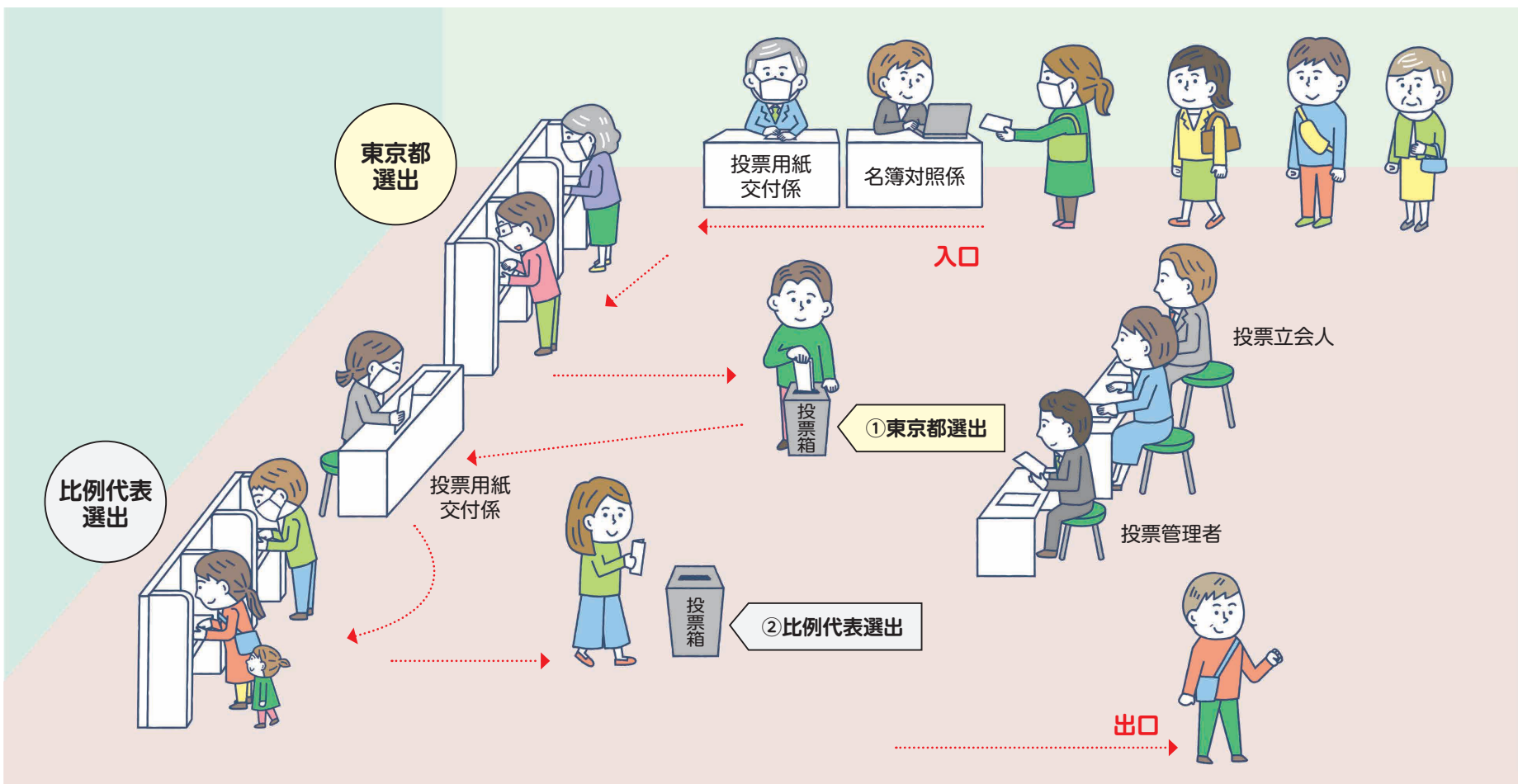
全ての投票所には、老眼鏡・点字器・文鎮・ルーペ・コミュニケーションボード・筆談ボード・車いす等をご用意しています。車いすのまま利用できる記載台もあります。

その他、コミュニケーションが取りづらい方のための「**投票支援カード**」(右二次元コード)のほか、弱視の方が投票用紙へ記載しやすくする「**投票記載補助具**」もご用意しています。ご希望の方は、受付にて係員にお申し出ください。



投票支援カード

投票所内での投票の流れ

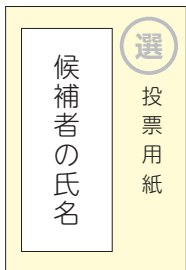


※イラスト内における人員・物品等の配置は、あくまで一例であり、実際のレイアウトは各投票所の状況に応じて異なります。

投票の方法

参議院議員選挙の投票は2つです。投票所では「東京都選出」「比例代表選出」の順に投票します。

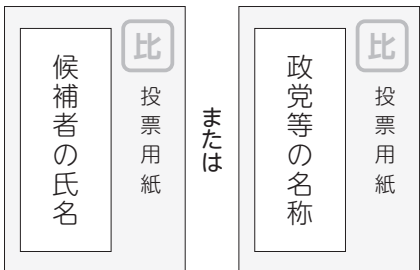
【東京都選出】



(薄い黄色の投票用紙)

はじめに「東京都選出(選挙区選出)選挙」の投票(薄い黄色)を行います。「**候補者1名の氏名**」を書いてください。候補者の氏名以外は書かないでください。

【比例代表選出】



(白色の投票用紙)

次に「比例代表選出選挙」の投票(白色)を行います。「**候補者(比例名簿登載者)1名の氏名**」か、またはこれに代えて「**政党等の名称**」の、どちらか1つを書いてください。両方を書いたり、他の不要な記載をしないでください。

比例代表の非拘束名簿式のしくみ

① 各政党等が名簿を提出

公示日に、各政党等が比例候補者の名簿を提出します。この名簿に当選順位の記載はありません(「特定枠(後述)」の場合を除く。)

② 投票

有権者は、名簿に登載された**候補者個人名**か、またはこれに代えて**政党等の名称**で投票します。

③ 開票

ア まず、政党等ごとに、**候補者個人**の票数と、**政党等名**の票数を**合算**して、それぞれの政党等の「総得票数」を算出します。

イ 次に、アで算出した各政党等の「総得票数」をもとに、ドント方式という計算方法で、政党等ごとの**当選人数枠**を算出します。

④ 当選人の決定

各政党等の当選人数枠が決まると、その枠を埋めるように、政党等ごとに得票数の多い順から、順次当選人を決定します。ただし「特定枠」の候補者がいる場合は、他の候補者に優先して当選します。

※特定枠とは、政党等が一部の候補者を「優先的に当選人となるべき候補者」として、他の候補者と区別して名簿に登載できる制度です。